

マージン率等の情報提供

株式会社 エスエスイー

労働者派遣法第23条5項に基づき、下記の情報を提供します。

(令和5年6月～令和6年5月 実績)

株式会社エスエスイー

東京都品川区東五反田1-11-15 電波ビル7F

派遣労働者の数	12人
派遣先事業所数	5事業所
① 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たり(8時間として計算))	36,039円
② 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たり(8時間として計算))	21,943円
マージン率 (①-②)÷①	39.1%

株式会社エスエスイー 名古屋事務所

愛知県名古屋市中村区名駅南1-17-29 広小路ESビル9F

派遣労働者の数	14人
派遣先事業所数	4事業所
① 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たり(8時間として計算))	28,178円
② 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たり(8時間として計算))	17,004円
マージン率 (①-②)÷①	39.7%

株式会社エスエスイー 広島事務所

広島県広島市中区袋町 4-2-1 広島フコク生命ビル 6F

派遣労働者の数	1 人
派遣先事業所数	1 事業所
① 労働者派遣に関する料金の平均額 (1 日当たり (8 時間として計算))	29,040 円
② 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1 日当たり (8 時間として計算))	17,300 円
マージン率 (①-②) ÷ ②	40.4 %

☐ マージン率に含まれるもの

- ・ 派遣労働者が従事する際の専門的な開発パソコン及びライセンス利用料等
 - ・ 雇用主として負担する社会保険料 (労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)
 - ・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
 - ・ 資格取得や技術研修、社外研修参加補助に充当した費用
 - ・ 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
 - ・ オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
 - ・ 営業利益
- などが含まれています。

☐ 労使協定について (派遣法第 30 条の 4 第 1 項)

- ・ 締結種別：労使協定
- ・ 対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で情報処理・通信技術者、一般事務員、事務用機器の操作員に従事する従業員。
- ・ 有効期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間。
- ・ 教育訓練：(株)エスエスイー教育訓練実施計画に従って、着実に実施する。

☐ 教育訓練に関する事項

- ・ 安全教育
- ・ 情報セキュリティ教育
- ・ 入職時研修
- ・ 技能訓練 (事務/システム製造)
- ・ 資格取得支援
- ・ リーダー研修
- ・ 係長課長就任研修

【キャリア・コンサルティング相談窓口：連絡先】

相談窓口	連絡先
本社	03-5449-2381
名古屋事務所	052-533-8525
広島事務所	082-544-3210